

都市計画道路岩槻中央通り線（岩槻橋）事業認可に伴う説明会 議事要旨

- 1 開催日時 平成31年3月14日（木） 午後6時～午後7時
- 2 開催場所 岩槻本丸公民館 研修室1, 2
- 3 配布資料
 - 「次第」
 - 「説明会資料」
 - 「用地補償のあらまし」
 - 「さいたま市道路整備計画（第2期）」
- 4 次第
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 職員紹介
 - 4 事業計画説明
 - (1) 道路概要について
 - (2) 事業認可について
 - (3) 用地補償について
 - 5 質疑応答
 - 6 閉会
- 5 摘要

【道路幅員について】

Q. 路肩と歩道の違いと車道と歩道の段差ができますか。

A. 路肩は車道の一部となり、車道と白線で仕切られ、主に自転車が通行する箇所となります。車道と路肩の段差はなく、車道と歩道との段差はほとんどありません。車道と歩道の間には、歩車道境界ブロックを設置し、歩道と車道を分離します。

【岩槻橋の東西の各交差点の右折レーンの設置について】

- Q. 岩槻橋の東西の各交差点に右折レーンは設置されますか。
- A. 今回の事業で、岩槻中央通り線の岩槻橋の東西の各交差点の上下線に右折レーンを設置します。東西の各交差点の南北方向は、現況のままです。

【岩槻橋架け替えに伴う道路の嵩上げについて】

- Q. 岩槻橋の架け替えによる道路の嵩上げについて、具体的にどのぐらい高くなりますか。
- A. 現況の橋梁より新設する橋梁の高さが上がるため、橋に近い場所で 50 cm以上高くなります。

【土地代金・補償金に対する税の優遇措置について】

- Q. 「市が買取りの申し出をした日から 6 ヶ月以内に土地売買等の契約が成立した場合」とあるが、市が買取りの申し出をした日はいつになりますか。
- A. 契約日となります。
- Q. 代替資産の取得による課税の繰り延べとはどういうことですか。
- A. 例えば、今回の事業で移転が必要となり、同じような居住用の家を買った場合、新しく買った家に充てた補償金にはその時点では譲渡所得として課税されません。しかし、新しく買った家をさらに売却する場合に譲渡所得として課税されることになります。新しく買った家に住み続けるのであれば、課税はされません。さらに買い直す場合は、課税されることになります。

【今後のスケジュールについて】

- Q. 平成 30 から 31 年度に買収とあるが、もっと早く行ったほうが良いのではないでしょうか。
- A. 平成 32 年度より仮橋工事を予定していますので、仮橋に必要な用地を含めて、ご協力をお願いします。

【土地の価格について】

- Q. 土地価格はある程度出ているのか。
- A. 土地価格については、おおよその金額は算出しています。毎年 6～7 月に金額の見直しを行っております。土地価格は、その都度個別に説明させていただきます。